

公益社団法人日本図書館協会
定款第13条の代議員選出方法等検討結果報告書

- 審議の経過…1
- WGとしての提言…1
 - 1 個人会員の選挙区の在り方について…1
 - 2 団体会員の選挙区の在り方と合区について…5
 - 3 最低得票数の検討…5
 - 4 施設会員の選挙区の在り方について…6
 - 5 補欠選挙の実施時期について…6
- これから将来に向けての検討事項について…7
 - 1 地方や都道府県からの声をどう聴き取り、活かしていくかの視点…7
 - 2 最低得票数と選挙区の在り方…8
 - 3 個人会員・施設会員・団体会員会員数の今後の変化に対応して…8
- 公益社団法人日本図書館協会定款第13条の代議員選出方法等を検討するワーキンググループメンバー…9
- ワーキンググループ検討内容（開催日時）…9

- 資料
 - 1 代議員選挙規程検討の当面のまとめについて(中間まとめ)2020.11. 26(略)
 - 2 都道府県別個人会員数・施設等会員数と代議員定数・評議員定数
前回選挙（2018年3月実施）・最初の代議員選挙（2012年3月実施）・
第33期評議員選挙(2011年3月実施)
 - 3 公益法人制度等に関するよくある質問（Q&A） 令和3年3月版 内閣府
問IV - 3 - (1) -①（代議員制）
<https://www.koeki-info.go.jp/pdf/faq/04-03-01-01.PDF>

2021年5月19日

公益社団法人日本図書館協会定款第13条の
代議員選出方法等を検討するワーキンググループ

○審議の経過

定款第13条の代議員選出方法等を検討するワーキンググループ（以下「WG」という。）では、2020年10月8日から13回に渡って検討を重ね、現行代議員選挙制度の課題と改善方策について、議論を重ねてきた。そのなかで、緊急性の高いものは、「代議員選出方法等の検討状況について(中間まとめ)」として、2020年11月26日付で、理事長に提出し、5項目を提言した。①代議員選挙規程（以下「規程」という。）の第4条の選挙区の規定で、個人会員が居住地と勤務地を異にする場合は、「居住地と勤務地を含む主たる活動場所」とした。（中間まとめの「1」に該当。）②各活動部会における代議員選出規定については、各部会の規定整備を提言した。（中間まとめ「3」に該当）③第1区から第5区の無投票当選の扱いについては、第19条に「同選挙区からほかの候補者がいない場合は推薦された立候補者に対する投票は行わない。」とした。さらに施設選挙区の補欠代議員の推薦について、第25条第3項を設け「施設会員選挙区選出の代議員が選挙区の定数に欠けたときは、第19条の規定を準用して、補欠の代議員を推薦する。」とした。（中間まとめ「5」に該当）

そのほか中間まとめ2の補欠選挙の実施時期と4最低得票数の検討については、この報告書で提言している。なお、詳細の報告は、資料1を参照願いたい。

この間、2021年の理事会や代議員総会では、それぞれの会議構成員から、地方の意見を重視することや公益法人移行の際の議論など、多くの意見が寄せられた。

またコンプライアンスを重視するため、法律の専門家（当協会顧問弁護士）から3回意見をいただいた。第1回目で定款と規程の関係、定款と代議員定数について、第2回目で会員の1票の格差の許容範囲や現行代議員の定款上の位置などをご教示いただいた。さらに第3回では定款と規程をどのように改正していくべきかをお尋ねし、定款第13条へ「選挙区ごとに」の字句挿入のご教示をいただいた。

以上の経緯を踏まえ、特に下記5点についてWGとしての一定の見解を得たので、まとめとして報告するものである。常任理事会、理事会、さらに定款改正にあたっては代議員総会での審議を希望する。

○WGとしての提言

1 個人会員の選挙区の在り方について

定款第13条では、代議員の選出の在り方を定めている。第1項では「代議員は、概ね正会員100人の中から1人の割合をもって選出されるものとする。（小数点以下の端数が生じた場合は、原則として切り上げる。）」と規定している。今回の議論の焦点は、この定款規定と代議員選挙規程（以下「規程」という。）第4条の第2項「選挙区は、別表1に定める都道府県選挙区及び別表2に定める施設等選挙区とする。」及び第3項「都道府県選挙区は、定款第6条第1項に定める個人会員（以下「個人会員」という。）に適用するものとし、原則としてその現在居住地をもって充てる。」との関係にある。前回選挙では、定款第13条

の規定を都道府県選挙区に適用して、各選挙区の正会員 100 人の中から 1 人の割合をもって選出し、小数点以下の端数が生じた場合は、原則として切り上げていた。地方の意見を代議員がくみ上げ、代議員総会に反映することを狙ったものといえる。このことは、議事録などでも確認できる。

定款と規程との間に齟齬が生じたのは、下記改正理由にあるように、公益法人移行時の制度整備に由来して定款への規程の趣旨の反映が不十分だったためであり、規程の趣旨に沿って定款を修正することが求められる。顧問弁護士からは、定款第 13 条第 1 項に「代議員は、選挙区ごとに、概ね正会員 100 人の中から 1 人の割合をもって選出されるものとする。」として下線部の挿入案を提案された。この定款変更の提案を WG としての結論とした。

定款 新旧対照表

新(下線部を挿入)	旧
(代議員) 第 13 条 この法人に代議員を置く。代議員は、 <u>選挙区ごとに</u> 概ね正会員 100 人の中から 1 人の割合をもって選出されるものとする (小数点以下の端数が生じた場合は、原則として切り上げる)。	(代議員) 第 13 条 この法人に代議員を置く。代議員は、概ね正会員 100 人の中から 1 人の割合をもって選出されるものとする (小数点以下の端数が生じた場合は、原則として切り上げる)。

改正理由) 定款第 13 条第 1 項は、代議員の選出根拠を定めている。この規定を条文通りに解釈すれば、正会員総数に概ね比例して代議員定数を定めたものと読み取れる。一方、代議員選挙規程(以下「規程」という。)では、第 5 条第 3 項「代議員の定数は、前条に規定する正会員の選挙区を単位として算定する」により、選挙区ごとに代議員定数を定めるとして、両者には明らかに齟齬がある。これは、公益法人移行時に、内閣府の了承の下、制定以前の定款案に基づいて規程の機関決定を先行し、最初の代議員候補を選出する方法をとったために生じた齟齬である。その結果、定款第 13 条旧規定の上記解釈に従えば、2017 年 9 月 1 日現在の正会員計 5511 (個人会員 3305、施設等会員 2206) で代議員定数は 56 名となるが、一方、規程による理事会決定定数は、個人会員選挙区 63、施設等会員選挙区 26 の合計 89 でありその差 33 と無視できない差になっている。これまでの選挙では規程改正により補欠選挙の規定を設け、特例に関する規程を設けるなどして、規程第 5 条第 3 項に沿って実施してきた。多くの会員の意思は、規程第 5 条第 3 項の定めるところにあると考え、定款第 13 条第 1 項を規程第 5 条第 3 項に沿うように改正して、「選挙区ごとに」と入れ、両規程間の齟齬を解消するものである。

代議員選挙規程第4条第2項 別表1

北海道 青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県 茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県
東京都（海外を含む） 神奈川県 山梨県 長野県 新潟県 富山県 石川県 福井県 岐阜県 静岡県
愛知県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 鳥取県 島根県 岡山県 広島県
山口県 徳島県 香川県 愛媛県 高知県 福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島
県 沖縄 県

別表2

選挙区	内容
第1区	公共図書館
第2区	大学図書館
第3区	短大・高専図書館
第4区	学校図書館
第5区	専門図書館
第6区	市民団体
第7区	地域図書館団体
第8区	図書館研究団体

定款改正手続き：特別決議（一般法人法49条第2項第4号）

1 理事会の代議員総会議題の機関決定

代議員総会に定款変更の議題・議案とする旨の機関決定

2 代議員総会招集通知に記載

3 代議員総会による議決

特別決議になるため、89名の代議員のうち、60名以上の議決がなければ決議できない。（通常の決議は過半数の45名以上）

公益社団法人日本図書館協会定款

第25条 代議員総会の決議は、出席した代議員の議決権の過半数をもって行う。

2 第1項本文の規定にかかわらず、次に掲げる決議は、総代議員の半数以上であつて、総代議員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(3) 定款の変更

なお、定款第25条第2項は、総代議員と総代議員の議決権を分けて規定しているが、会社法の規定を反映しており、株式に応じて議決権が変わるための規定である。重要なのは、総代議員の議決権の3分の2以上の議決をもって決議されることである。

参考)

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律

(変更の認定)

第十一条 公益法人は、次に掲げる変更をしようとするときは、行政庁の認定を受けなければならない。ただし、内閣府令で定める軽微な変更については、この限りでない。

- 一 公益目的事業を行う都道府県の区域（定款で定めるものに限る。）又は主たる事務所若しくは従たる事務所の所在場所の変更（従たる事務所の新設又は廃止を含む。）
- 二 公益目的事業の種類又は内容の変更
- 三 収益事業等の内容の変更

(変更の届出)

第十三条 公益法人は、次に掲げる変更（合併に伴うものを除く。）があったときは、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

- 一 名称又は代表者の氏名の変更
- 二 第十一条第一項ただし書の内閣府令で定める軽微な変更
- 三 定款の変更（第十一条第一項各号に掲げる変更及び前二号に掲げる変更に係るものを除く。）
- 四 前三号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項の変更

公益社団法人日本図書館協会定款

(定款の変更)

第 65 条 この定款は、第 25 条第 2 項に規定する代議員総会の決議によって変更することができる。ただし、第 2 条、第 3 条、第 4 条及び第 31 条にかかる変更については行政庁の認定を受けなければならない。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目的)

第 3 条 この法人は、公共図書館、大学図書館、学校図書館、専門図書館、公民館図書室、国立国会図書館、その他の読書施設並びに情報提供施設（以下「図書館」という。）の進歩発展を図る事業を行うことにより、人々の読書や情報資料の利用を支援し、もって文化及び学術並びに科学の振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 図書館職員の育成及び研修・講習
- (2) 図書館運営に関する相談及び支援並びに政策提言

- (3) 図書館の管理、運用・サービス及び技術等（以下「図書館運営」という。）に関する調査・研究及び資料収集
 - (4) 図書館運営ツール・選書ツールの作成及びその普及
 - (5) 機関誌及び研究・調査成果等の刊行
 - (6) 図書館の進歩を促進するためのキャンペーン及び進歩促進に貢献した者の表彰
 - (7) 国内外図書館団体等との連携及び協力・支援
 - (8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は本邦及び海外において行うものとする。
(理事及び監事の選任並びに解任等)
- 第 31 条 理事及び監事の選任は、代議員総会の決議によって行う。この選任に必要な事項は、代議員総会が別に定める。
- 2 理事及び監事は、代議員を兼ねること及び相互にこれを兼ねることはできない。また、監事は、この法人の使用人を兼ねることはできない。
 - 3 理事のうち、理事のいずれか 1 名とその配偶者又は 3 親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても同様とする。
 - 4 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても同様とする。
 - 5 理事及び監事が次のいずれかに該当するときは、代議員総会の決議によって、その理事又は監事を解任することができる。
 - (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障がある、又はこれに堪えないとき
 - 6 理事又は監事に異動があったときは、2 週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

2 団体会員の選挙区の在り方と合区について

前回 2017 年度実施の選挙では、「平成 30 年 1 月から 3 月までの間に実施する予定の代議員選挙に関する公益社団法人日本図書館協会代議員選挙規程の特例に関する規程」を設けて選挙を行った。その第 3 条で「選挙規程別表 2 のうち第 6 区市民団体、第 7 区地域図書館団体及び第 8 区図書館研究団体をあわせて第 6 区団体会員とする。」として合区を設定し、選挙を実施した。この際合区とした団体は計 12 団体で、その内訳は市民団体 2，地域図書館団体 8，図書館研究団体 2 であった。しかし、それらの団体は内容や考え方、構成員が大幅に違っており、合区として代議員に選出されても他の選挙区の内容を代表することはできず、無理があるという指摘を受けていた。少なくともそれぞれの選挙区ご

とに選挙できる環境を整えることが必要ではないかと WG では考え、特例規程は廃止し、2021 年度の代議員選挙には適用しないことを提言する。なお、これにより、得票数に達する候補者がいない、という選挙区が生ずる可能性があるが、これについては「3 最低得票数の検討」で触れる。

3 最低得票数の検討

規程第 21 条は、個人会員選出選挙区や団体会員選出選挙区における当選にかかわる。選挙区内の会員が 10 を切っている場合は 3 票を得られない可能性が高まってくる。場合によっては、選挙区があっても代議員を選出できない事態があり得る。選挙制度上からいえば 3 票は最低得票であることは、やむを得ない。とすると、候補者が 2 票以下の得票しか得られない場合は、再選挙や補欠選挙の余地が考えられる。これについては、「5 補欠選挙の実施時期について」にあわせて対応するということを提案したい。なお、「2 団体会員の選挙区の在り方と合区について」にしたがって、2021 年度の代議員選挙では合区をしないで実施となった場合には、選挙規程別表第 2 のうち、第 6 区から第 8 区も最低得票を達成できず代議員を選出できない事態もありうる。この場合に対応できるように代議員選挙規程第 21 条 2 項の施設等選挙区を施設会員選挙区と改正することを提案する。

代議員選挙規程 新旧対照表

新(下線部を挿入)	旧
(最低得票数) 第 21 条 得票数の順位が当該選挙区の定数の範囲内にあっても、その得票数が 3 票に達しないときは、その当選を認めない。 2 第 19 条に規定する施設等選挙区 <u>のうち施設会員選挙区</u> については、前項の規定は適用されない。	(最低得票数) 第 21 条 得票数の順位が当該選挙区の定数の範囲内にあっても、その得票数が 3 票に達しないときは、その当選を認めない。 2 第 19 条に規定する施設等選挙区については、前項の規定は適用されない。

4 施設会員の選挙区の在り方について

中間まとめにおいて、部会から選ばれる代議員の選出方法については各部会で取りまとめをお願いしている。公共図書館部会は選出数まで部会規程で提示しているがこれについては、規程改正等が必要であり、理事会が決定した代議員数を選出の基準としていくことが必要である。

5 補欠選挙の実施時期について

規程第 25 条では、どの時点で補欠選挙を行わなければならないのかは明示されていない。一方、定款第 19 条の代議員総会決議事項として特に重要なのは、

理事及び監事の選任、及び決算（貸借対照表及び損益計算書）の承認である。前者が2年に1回、後者が1年に1回、議事として示し、代議員総会の決議が必要となる。

補欠選挙の実施時期については、理事及び監事の選任を行う代議員総会の前
に実施することが望ましく、現実にもそのように補欠選挙を実施している。

つまり、補欠選挙の手間と効果を勘案すると、代議員の任期の3年目に発生
する理事・監事選任時の代議員総会までに補充できない欠員に対してのみ補欠
選挙を実施することを提案したい。実施の回数、時期について負担が増加しない
改正は、次点者繰り上げを優先させて、補欠選挙を常に実施していくわけではな
い現行規程のスタンスと乖離していないと思われる。規程の第25条第2項「前
項に規定する措置によって補欠の代議員の選出を行ってもなお、第5条に規定
する定数に達しない選挙区が生じた場合は、補欠選挙を理事・監事選任の前年度
に実施する。」とし、「理事・監事選任の前年度に」を挿入することを提案する。

代議員選挙規程 新旧対照表

新(下線部を挿入)	旧
<p>(補欠の代議員)</p> <p>第25条 委員会は、代議員が第5条に規定する選挙区の定数に欠けたときは、代議員選挙において次点となった代議員候補者を補欠の代議員として当選させることができる。</p> <p>2 前項に規定する措置によって補欠の代議員の選出を行ってもなお、第5条に規定する定数に達しない選挙区が生じた場合は、補欠選挙を<u>理事・監事選任の前年度に</u>実施する。補欠選挙の実施については、第14条から第23条までの規定を準用する。</p> <p>3 施設会員選挙区選出の代議員が選挙区の定数に欠けたときは、第19条の規定を準用して、補欠の代議員を推薦する。</p> <p>4 補欠の代議員の任期は、前任者の残期間とする。</p>	<p>(補欠の代議員)</p> <p>第25条 委員会は、代議員が第5条に規定する選挙区の定数に欠けたときは、代議員選挙において次点となった代議員候補者を補欠の代議員として当選させることができる。</p> <p>2 前項に規定する措置によって補欠の代議員の選出を行ってもなお、第5条に規定する定数に達しない選挙区が生じた場合は、補欠選挙を実施する。補欠選挙の実施については、第14条から第23条までの規定を準用する。</p> <p>3 施設会員選挙区選出の代議員が選挙区の定数に欠けたときは、第19条の規定を準用して、補欠の代議員を推薦する。</p> <p>4 補欠の代議員の任期は、前任者の残期間とする。</p>

改正理由) 規程第25条は、補欠選挙の実施時期が明示されていないため、この時期を理事・監事選任の前年度に行い、現行で補欠選挙を実施している時期を反映させる。

○これから将来に向けての検討事項について

1 地方や都道府県からの声をどう聴き取り、活かしていくかの視点

このことは、WG各メンバーからも声があり、協会運営に活かすことが求められている。しかし、そのことは定款で求められていないため、代議員総会や代議員の活動と必ずしも結び付いていない。2021年3月の代議員総会報告の「2021-2022年度における本法人の運営課題等について」では、「4. 会員からの意見集約と活動の場の提供」で「全国から代議員が集まるこの機関を、各地域の事情や各館種の状況について意見交換を行う場としたいという願いも、会員の中にあることは明らかである。しかし、前述した代議員選出方法の検討にも関係するが、各地域の事情や各館種の状況について意見交換するのであれば、代議員総会とは別の機会を設けることが、制度上は望ましいと考えられる。」「新たな意見集約の場を創り出すことは、会員に対する責務として認識すべきである。」としている。また、「公益法人の個人会員は、法人の活動に参画し、自己の生活を充実させようとする行動主体・学習主体と捉えることができる。」「図書館や図書館員を支援する活動や調査研究を個人会員自らが提案し、有志を得て実践する「会員提案型プロジェクト」の導入など、柔軟な発想に基づいた仕組み作りが欠かせない。」「委員会活動への参画に限定することなく、会員のニーズに沿った活動の場の提供を検討することが、上述の意見集約の機会を設けることと併せて、2021-2022年度の運営課題となる。」としている。

これを行うためには、代議員総会や代議員の役割の明確化とともに、地方や都道府県での会員のつどいの開催の促進や、このようなつどいへの協会役員の出席などが必要となる。また、それらの組織化も必要である。全国図書館大会三重大会の終了後の会員のつどいでは地方で活動する3つの団体から報告していただき、意見交流を図ったが、大会終了後の時間帯であったため多くの参加を得られず、意見や活動の共有が十分にはできなかった。このような反省を踏まえ、今後は組織化を検討する必要がある。

2 最低得票数と選挙区の在り方

上記報告でも触れたが、それぞれの選挙区で最低得票3票を得られない状況が今後発生することが考えられ、それについてどのように選挙制度を維持していくかを検討する課題がある。会員が3人を下回れば当然最低得票を得られず、選挙区があっても代議員が選出できず、投票権を行使できない状況となる。そのことについてどのように対応し、検討して制度化していくかが課題である。

また、現在の定数の設定で都道府県の選挙区間で理論上14倍以上の一票の格差が発生している。現在の定数設定では格差の解消は困難であるので、会員の多い選挙区においても各会員の声をどのように拾い上げていくのかを検討してい

く必要がある。

3 個人会員・施設会員・団体会員会員数の今後の変化に対応して

2021年2月時点では都道府県選挙区の会員数は過半数の選挙区で30人以下となっている。このような会員数の変化は、日本図書館協会としての活動内容や部会構成、委員会構成に変化を及ぼすことが考えられるが、他方で個人会員や・団体会員をいかに確保・拡大していくかも併せて検討していくことが必要になる。

また個人会員のうちの非正規雇用職員が図書館に多く雇用されており、今後、会員として意見表明する場が必要であろう。

以上の検討事項は、当WGでは、議論となったものの報告書に十分に、反映できないままとなった。

2021年度の代議員選挙の実施の後、4年後の代議員選挙までにさらに、検討を加えることが必要になる。

以上をもって当WGとしての報告とする。

○公益社団法人日本図書館協会定款第 13 条の代議員選出方法等を検討するワーキンググループ

座長 阪田蓉子

委員 大谷 康晴

鈴木 隆

高橋 恵美子

巽 照子

田村 俊作

○ワーキンググループ検討日時・内容（いずれも Zoom 方式で開催）

回	日時	内容
1	2020年10月8日(木) 10:30-12:00	代議員 WG スケジュール確認、課題の共有、代議員総会のあるべき姿、各課題について
2	2020年10月22日(木)10:30-12:00	代議員の役割、総会のあるべき姿、選挙区の考え方（施設会員・団体会員・個人会員）
3	2020年11月9日(木)15:30-17:00	代議員選挙規程第4条第3項、第24条について、施設会員・団体会員選出代議員、個人会員代議員について
4	2020年11月18日(水)13:30-15:00	代議員選挙規程の当面のまとめについて、活動部会選出代議員の選出規定の整備について、その他
5	2020年12月3日(木)10:30-12:00	代議員選出方法等の検討状況について、個人会員選出代議員の選出について
6	2021年1月12日(火)13:30-15:00	代議員の役割について、代議員選挙区の考え方について、その他検討すべき課題について
7	2021年1月26日(火)13:30-15:00	代議員の役割と選挙制度について、その他
8	2021年2月16日(火)18:00-19:30	定款と代議員選挙規程の考え方について、理事会への報告内容について、その他
9	2021年2月26日(金)18:00-19:30	定款と代議員選挙規程の考え方について、理事会への報告内容について、その他
10	2021年3月9日(火)10:30-12:00	定款に即した代議員選挙の考え方について、理事会への報告内容について、その他
11	2021年3月17日(水)13:00-15:00	代議員選出 WG の提言について、その他
12	2021年4月6日(火)11:30-13:00	代議員 WG の提言について（あさひ法律事務所の助言を受けて）、その他
13	2021年4月16日(金)10:30-12:00	代議員 WG の提言について、その他